

舞鶴市入札監視委員会(平成29年度第1回) 議事概要

開催日時及び場所	平成29年7月25日(火) 午後1時30分～3時40分 舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室	
出席委員氏名	たか はし ゆき お 高橋 行 雄 (弁護士) 委員長 た ま だ か ず や 玉 田 和 也 (舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授) か み こ あ き お 上 子 秋 生 (学校法人立命館大学教授)	
議 事 概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会あいさつ (堤副市長) 2 委員長あいさつ 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 入札及び契約手続きの運用状況等の報告 平成28年度下半期の入札状況等について事務局より報告 (2) 平成28年度下半期の建設工事(抽出工事)に係る落札者決定までの審議 抽出案件の工事概要と入札経過等について工事担当課及び事務局より説明 (3) 入札契約手続きの改善について 4 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の抽出委員に玉田委員を選出した。 ・ 次回の開催は平成30年1月を予定する。 5 閉会あいさつ (阿部総務部長) 	
審 議 対 象 期 間	平成28年10月1日～ 平成29年3月31日	
抽 出 案 件	総件数 5件	(備考)
一 般 競 争 入 札	2件	入札対象件数 54件
指 名 競 争 入 札	3件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容要旨	<p>議事(1)関係 工事発注量が少なくなってきた中で、災害時の対応も含め業者存続のために工事発注量の平準化、長期的な計画に基づく発注が必要になってくる。</p> <p>議事(2)関係 最低制限価格に関する課題が共通している。最低制限価格制度の運用の見直しも含め、課題解決への検討が必要である。</p> <p>議事(3)関係 長期的な工事発注量の平準化が必要であると同時に能力の高い業者が存続していける、また品質の高い工事を行ってもらえるような入札制度を検討していくことが重要である</p>	

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

意見・質問	回答等
<p>全体的に最低制限価格が27年度に下がり28年度にまた上がっているが、その理由は何か。</p>	<p>26年度から27年度にかけては最低制限価格の基準は変わっていません。 変わったのは積算における諸経費の割合です。現場管理費や一般管理費などの占める割合が増えました。その結果、計算上最低制限価格の予定価格に対する割合が下がったものです。 28年度は4月から最低制限価格の基準が上がったためです。</p>
<p>応札率等の分布をみると契約金額が大きくなるほど、応札率も高くなる傾向が見受けられるが理由は何か。</p>	<p>応札率の分布と最低制限価格の分布は同じような傾向を示しており、殆どの業種で最低制限価格付近の応札が多い状況となっています。 最低制限価格は、積算における諸経費の割合の関係から、金額が大きいかほど予定価格に対する率も上がる結果となり、応札者もそれを十分理解した上で応札しているためです。</p>
<p>平成25年度にくらべて平成28年度の契約金額は全体として半分程度になっているが、これは工事が少ないのか、あるいは財政状況によるものなのか、主な要因を教えてください。</p>	<p>事務局としては入札結果からの分析しかできないため、質問の回答にはなりません。市内の業者の公共工事全体の受注実績を分析してみたところ、土木一式工事のように工種によっては全体としての受注量がそれほど変化していないものもありますが、工事全体として受注量が減少している状況です。</p>
<p>市としては市内業者を一定確保していなければ様々な面で支障がでてくると思うが、市内業者の受注に占める舞鶴市発注工事の割合はかなりのウエイトを占めると思う中で、これだけ発注額が減ってきている現状をみると、ある程度、長期的な工事発注量の平準化等対応が必要ではないかと思うが、何か対応を考えているのか。</p>	<p>予算は年々縮小傾向にあります。 事業を行うにあたって国の補助事業や起債のメニューに沿って組み立てることも多いが、そういったものも縮小傾向にあり、建設工事そのものが少なくなっています。 災害等が起こった際に真っ先に対応してもらわないといけない市内建設業者が確保できなくなるのではないかと危惧しているところです。</p>
	<p>市の建設工事は少なくなってきており、下水道工事は平成32年度に終了します。すでに縮小傾向にあり、以前は最大20億円程度あったものが今年度の発注予定額は6億円程度、最終年度は5千万円程度の見込みです。 市としては、舞鶴市だけでなく、京都府、あるいは国が発注するものも含めて、市内の工事量を一定確保できるように考えているところです。 ただ、国の発注においては京都府内の業者での入札となるため、発注があってもなかなか舞鶴市内の業者が受注できていない状況です。</p>

	<p>この数年、市内の高校から建設系の学部のある大学や専門学校に進学する生徒が殆どいないことや市内の建設業界に新卒の若い技術者が入ってこない状況にあることを危惧しています。公務員の建設系技術者も同様です。</p> <p>発注量が減り、工事内容もかつてのスクラップ&ビルドからではなく、いかに長寿命化をするか、メンテナンスをするかになってきており、以前よりも建設業への魅力が減っていると思われます。そのため技術者が確保も難しくなっています。</p> <p>そうした状況の中で、一番危惧しているのは災害の対応です。</p> <p>そのためにも、業者が存続できるよう工事の発注のあり方を考える必要があると考えています。</p>
<p>舞鶴高専の今年の進路は40名のうち6名が公務員志望である。皆地元の自治体を希望しており、地元に戻って災害等、貢献したいと思っている。</p> <p>舞鶴高専の生徒のうち、舞鶴市内の生徒は1割で、もう少し市内からの生徒を増やす必要がある。そのためには中学校、高校に対して建設業界の魅力をアピールする必要があるが、この予算の減少をみると、建設業界の将来性が明るいとはいえない。産業として継続して存続できるような発注量の確保の見通しを示せなければならない。</p>	

「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

抽出の趣旨
<p>従来通り、工事の種別、金額、辞退者や失格者の割合などを勘案し、特異なものを選んだ。</p>

① 公共下水道管布設（西第3）工事 他1件（合併）

意見・質問	回答等
<p>応札がすごく狭い範囲の中で行われている。失格した業者と落札業者の金額にそれほど差がなく、失格した業者が工事の品質に問題があるとするには疑問である。</p> <p>最低制限価格の設定方法は各自治体で様々な方法があるが、これまでの固定的な考えで最低制限価格を設定しているようでは、本来の最低制限価格を設ける趣旨から外れるばかりでなく、高い金額での発注となる要素のひとつになると思う。</p> <p>最低制限価格の決め方も自治体によって様々な方法があり、変動型の最低制限価格方式を採用しているところもある。案件の例でいえば、15者の応札が実際の市場の価格であるとして、これを基準にし、ここから統計的に一定の範囲を外れたものについては除外し、最低制限価格を設定するようなやり方であり、こうした方法の方が合理的ではないか、そうしたやり方を検討したことはあるか。</p>	<p>変動型の最低制限価格を行っている自治体は府下にもありますが、以前行っていたが、止めた自治体に理由を確認したところ応札者が少数の場合に特定の応札者による影響が大きくなる場合があるとのことでした。</p> <p>最低制限価格の設定方法についてはそれぞれメリット、デメリットがあると思いますが、これまでからご指摘いただいていた全員が最低制限価格未満になったときの再入札の方法等も含め、現在検討中です。</p>
<p>下半期の工事案件一覧表によると失格が非常に多い案件と全くないような案件とがあるが、思い当たる理由は何か。</p>	<p>応札の分布のグラフにあるように、市の最低制限価格付近の狭い範囲に応札が集中しており、最低制限価格によっては多数の失格が出たり、ほとんど出なかったり、極端な結果となる場合があります。特に土木一式工事などはその傾向にあります。</p>
<p>工事が減少する中、業者数の減少も避けられないと思う。その状況下で実力のある業者が生き残るべきで、また、入札が機能するようにしなければならない。</p> <p>そのためにも、一定割合以上が失格となる場合の運用など、独自のルールを検討いただきたい。</p>	
<p>採算度外視の安値受注を防ぐための最低制限価格でもあるので、運用について検討の難しいところでもあると思う。</p> <p>11月発注で、年度内完成の工期であるが、十分余裕のある完成可能な工期であるのか。</p>	<p>発注時点で、5か月で完了できる見込みで発注しています。</p>
<p>入札価格による変動型の最低制限価格を採用している自治体もあると聞く。一長一短あると思うか、舞鶴市にとってどういう形が効果があるのか、またどのような組み合わせが考えられるのか、可能性を検討することが大切である。</p>	

② 中ポンプ場電気設備工事

意見・質問	回答等
<p>工事の難易度を考えるとA等級の8者に限定せず、もう少し競争性が高い方がよいのではないか。</p>	<p>年間発注量を踏まえ、発注金額によって発注する等級を決めています。</p>
<p>そういう枠組みがあるのはよいが、枠組み事態が適切であるか考える必要がある。設計額は高いが、工事の難易度としては高くないような工事であるなら、下位の業者にも対象を広げて発注機会を与えるような仕組みがよいのではないか。</p>	
<p>この工事の仕様については、機械も指定してあるのか。</p>	<p>現在の遠隔監視装置を取り替える工事ですが、機械については既存のメーカーに限定せず、現状と同等の機能を果たすものであれば可とし、競争性を確保しています。</p>
<p>当該年度のA等級は9者いるが参加が8者であったのは1者が参加要件を満たしていなかったのか。辞退とは別なのか。 またB等級の中にはA等級の業者より総合点数が高いものがあるが、なぜA等級にならないのか。</p>	<p>本案件は条件付一般競争で参加要件を満たしている者のうち参加の意思表示のあった者によって競争を行います。1者は参加の意思表示をしなかったものです。辞退は参加の意思表示をしていた者が、応札しなかった場合です。 総合点数は経営事項審査の点数と舞鶴市独自の主観点を加算したものです。 その点数によって毎年度格付けを行います。2年連続で上位ランクの基準を満たせば昇格、2年連続下位ランクの基準になれば降格というルールになっているためです。</p>

③ 公共下水道管布設（東第38）工事

意見・質問	回答等
<p>案件1と同様の構図であり、毎回抽出案件の中からこうした入札結果が出てくるような状況は、やはり最低制限価格制度の見直しが必要である。 応札が非常に狭い範囲に集中しており、業者側が努力して応札に臨んでいるものを無にするような最低制限価格を設定しているような結果であり、健全な業者の発展のためにもよくない。</p>	
<p>例外ルールというものが必要である。 例えば、失格にならなかったものが1者のみの場合は、入札をやり直すなど、そうしたルールを設定することは不可能ではないのではないか。</p>	
<p>指名基準に工事成績評定54点以下の状況とあるが、これはどういった内容か。</p>	<p>以前は工事成績評定を優・良・可・可-に分けており、54点以下を可-として、その場合は、以後、直近入札参加機会を与えないという取扱を行っています。これに該当していないか確認しているものです。</p>

④ 小原地区送配水管布設（その3）工事

意見・質問	回答等
<p>本件も案件1、3と同じく狭い範囲に応札が集中しており、失格者が多数である。</p> <p>最低制限価格が応札範囲の中間にあってもよさそうなのに、結果的に応札範囲の上の方になっている。最低制限価格はどのように算出しているのか。</p>	<p>最低制限価格については、平成16年の漏洩事件を踏まえ、漏洩しない仕組みをとって、市の技術職員の管理職3名が算出し、その平均をとるという方法をとっていますので、結果的にブレがでるようになっていきます。</p> <p>最低制限価格の計算方法としては国が示すモデルを基本にしています。</p>
<p>モデルには直接工事費など4つの項目があるが、これはどのように算出しているのか。</p>	<p>これらの項目は積算を行う上で算出されるものです。その他に個別に判断を行う部分があります。</p>
<p>過去の委員会においても最低制限価格の算出方法について個別の判断項目があるということであるが、かなり硬直的な考え方のように思う。</p> <p>本件の工事の工期をみると3月の終わりから9月で建設業者は手が空いていることが多く、受注意欲が高い時期であるため、応札額が低くなりやすいが、そうした要素を取り入れられてなかったのだと思う。</p> <p>市側にすれば決まったルールのもと行うしかなないので、適切に行っているということになるが、市民目線からいえば、工期や工事の難易度を考えると応札額が低くなって当然であり、その結果であると思う。</p>	
<p>28年度は173件の入札案件があって、その内、こうした事案が何件発生しているのか、レアなのか、3割がこうした案件であるなら、やはり制度がおかしいということになる。統計を取ってみる方がよい。</p>	<p>前回のご意見を参考に、入札制度の似た福知山市や京都府の中丹東土木事務所と比較してみました。</p> <p>75%以上の失格者がある時を失格が多い事案とし、比較したところ、福知山市と舞鶴市では発生割合がほぼ同等で、京都府は少し舞鶴市より多い割合でした。本件は稀な案件ですが、舞鶴市が突出した状況ではありません。</p>

⑤ 公営住宅（田中団地33号他）除却工事

意見・質問	回答等
<p>工事内容はそれほど難易度も高くないような案件であるにもかかわらず、辞退が多い要因はなにがあるか。</p>	<p>当該業者は土木一式工事にも登録のある業者であり、金額面等から入札参加の優先順位が低かったのではないかと推察されます。</p>
<p>最低制限価格が予定価格から一定下に設定されているにもかかわらず失格が多いというのは、当市の建設単価等が他地域に比べて低いというようなことがあるのか。</p>	<p>最低制限価格の算定方法は国に準じているが、単価等は京都府の単価を準用しており、京都府は地域ごとに調査した単価を採用しているため、適正な単価であると考えています。</p>
<p>震災以降、単価が上がっていると思うが、この委員会の案件ではいつもそうした印象を受けない。京都府の単価が実勢価格とずれがあることはないか。</p>	<p>労務単価は国の調査に基づき、毎年上がっていき、資材単価についても鋼材単価など適宜改正されており、調査に基づき適正に反映されていると考えています。</p>

「3 議事 (3) 入札契約手続きの改善について」関係

意見・質問	回答等
<p>説明のあった内容については、国の主導によるものと、舞鶴市が独自に改善等するものどちらにあたるのか。</p>	<p>最低制限価格については国が主導して行っているものです。 工事成績54点以下の以後の入札指名等の取扱については舞鶴市独自のもので、1年以内に再度該当した場合等の取扱いについて変更したものです。 予定価格の事後公表については舞鶴市では平成16年の情報漏洩事件以降事前公表を行っていましたが、近年国が強く事後公表を奨めてきており、京都府も徐々に事後公表を拡大している状況にあり、舞鶴市でも試行するものです。</p>

○ 全体を通して

意見・質問	回答等
<p>公共工事がこれだけ減ってくると、舞鶴市という地域においては建設業の発注に占める市の割合はかなり大きいと思う。また、入札制度も適切に機能しなくなる恐れがある。</p> <p>一方、災害への対応が叫ばれる昨今において市内の建設業者の確保も重要になってくることから、ある程度、平準的な工事量を確保していく必要がある。</p> <p>今後10年間の計画等を基に平準化して、ある年に発注が激減し、業者を苦境に追い込むようなことにならないよう、一定発注量を確保できるように考えていく必要がある。</p> <p>また、業者数が減っていくのであれば、いい業者が残っていくような仕組みを考える必要がある。最低制限価格が当てものになるとそうした仕組みが機能しなくなる。</p> <p>加えて、インフラなどは10年程経った後に違いがでてくるものもあると思うので、数年経った後に、もう一度、審査する必要もあると考えている。</p>	
<p>かつて業者はプライドをもって工事をしてきた。だが、入札が当てものになっている現状では出来の良いものが少ないのではないか。</p> <p>品質については維持管理をどれだけかけてやっているかによって数年後の状態はかわるし、海の近くであれば塩害もある。ただ国交省は竣工検査だけでなく、初回のメンテナンスに係る初期点検を竣工から2年以内に行うこととなっている。工事は土台部分の工事、上ものを造る工事等に分けて行う。それを一体ものとして機能しているかを2年以内に検査する。国交省の集計では8割程度に軽微な不具合がある。各工事では適正に行われているが一体としてみた時に不具合がある。長く使っていくためにこうした視点での検査は良いと思う。</p> <p>業者にはプライドを持って品質の良い工事を行ってもらい、それに見合う対価を支払えるような入札制度としていくことが重要である。現在は、上手にコストカットができる業者の経営がよくなるシステムになっている。舞鶴という限られた市場の中でいかに良い品質の工事を行ってもらう制度にしていくのか、入札だけでは難しいかもしれないが考えていくことが重要であると思う。</p>	